

**当院は、健康保険法の規定による算定方法に基づき、
近畿厚生局への以下の事項について届出を行っております。**

医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6
(歯科点数表第 2 章第 8 部手術の通則 4 を含む。) に掲げる手術件数

・区分 1 に分類される手術		手術件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0 件
イ	黄斑下手術等	0 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0 件

・区分 2 に分類される手術		手術件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0 件
イ	水頭症手術等	0 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	10 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	0 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件

・区分 3 に分類される手術		手術件数
ア	上顎骨形成術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	1 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

・区分 4 に分類される手術		手術件数
		361 件

・その他の区分に分類される手術		手術件数
人工関節置換術		0 件
乳児外科施設基準対象手術		0 件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		0 件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術		0 件
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術		0 件

※各当該手術は 2024 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの症例数(手術件数)を掲載しております。